

お客様各位

令和7年1月14日

「預金口座の不正利用等防止」に対する当組合の対応について

都留信用組合

近年、還付金詐欺やSNS型投資、ロマンス詐欺などの「特殊詐欺」において、だまし取った金銭の受け皿として預金口座が悪用される事案が増加傾向にあり、社会的な問題となっております。

また2024年5月には、犯罪組織によって全国各地で開設された法人口座がオンラインカジノの賭金等の受け皿として悪用された事案が大きく報道されました。

当組合では、これら犯罪行為を防止し、お客さまが安心してお取引いただけますよう口座開設時に厳格なご本人確認およびご利用目的の確認徹底を通じた実態把握の強化をはじめ、警察との連携強化、口座のご利用目的とご利用状況の継続的なモニタリング、不審な取引を検知した際の迅速な対応強化などの態勢整備を進めてまいります。

————— 口座の不正な開設・譲渡・利用防止に向けた取組 —————

- ◆ 犯罪収益の移転等の悪用を企図する口座開設はお断り致します。
- ◆ 口座開設後の継続的なモニタリングを通じて利用実態の把握を行います。
- ◆ 以下に該当した場合、預金取引の制限ならびに解約等を行う場合があります。
 - (1) 口座の売買、譲渡および口座の不正利用（第三者による利用を含む）
 - (2) 不正な目的の口座開設（架空・他人名義での開設を含む）
 - (3) お客さま情報またはお取引内容を適切に把握するための確認に回答いただけない場合
 - (4) その他、金融犯罪に関与・抵触のおそれがあると認められる取引

以下の行為は重大な犯罪です。

- ⚠ インターネット、SNS等を通じて口座を売買・譲渡する行為
- ⚠ 他人になりすまして開設した口座を売買・譲渡する行為
- ⚠ キャッシュカードやインターネットバンキングのログインID・パスワードを売買・譲渡する行為